

# 天草市住宅リフォーム助成事業申請の手引き

## ---目次---

1.	はじめに（制度概要等）	P2
2.	天草市住宅リフォーム助成事業実施要領	P3～6
3.	対象工事一覧表（別表）	P7～8
4.	申請の流れ	P9
5.	交付申請（申請をする）	P10～12
6.	取下届（助成決定後に申請を取り下げる）	P13
7.	変更申請（助成決定後に、工事の内容や金額を変更する）	P13
8.	相続人代表者指定（変更）申出書	P13
9.	完了報告・請求（工事完了後に報告をする）	P13
10.	申請時の添付書類について	
	①見積書・請求書・領収書	P14～15
	②問取函	P16
	③写真	P17
11.	申請書記入例	
	①天草市住宅リフォーム助成事業申請書	P18
	②同意書	P19
	③申請者・施工業者の確認・宣誓書	P20
	④リフォーム計画同意書・誓約書・委任状	P21
	⑤天草市住宅リフォーム助成事業取下届	P22
	⑥天草市住宅リフォーム助成事業変更申請書	P23
	⑦相続人代表者指定（変更）申出書	P24
	⑧天草市住宅リフォーム助成事業完了報告書兼請求書	P25～26
	⑨天草宝島商品券交付確認書	P27

### 【申請・問い合わせ先】

天草市役所 経済部 産業政策課（天草市役所本庁2階 18番窓口） 及び 各支所

電話 0969-32-6786（直通）

月～金（祝日及び年末年始等の閉庁日を除く）8時30分～17時15分受付

令和7年3月 作成

## 1. はじめに（制度概要等）

過去に当該リフォーム助成事業による助成を受けた人、改修を行った住宅は対象外となります。  
詳細につきましては「2. 天草市住宅リフォーム助成事業実施要領」（P3）をご確認ください。

### ◆申込受付

年度当初より予算上限に達するまで

### ◆助成を受けることができる者

次の要件に全て当てはまる人

- 対象住宅に居住するリフォームの依頼主（施主）である者  
（リフォーム完了後1年以内に居住予定の者を含む）
- 本市に住所を有する者又は住所を有することが確実と認められる者  
※住宅の取得から1ヶ月以内の場合は、市での把握ができないため登記簿等の写しが必要
- 世帯全員に市税等の滞納がないこと。
- 当該リフォームについて、他制度による補助金等を受けていないこと。
- 過去にこの事業による助成を受けていない者
- 対象住宅を賃貸の目的で利用しないこと。
- 天草市住宅リフォーム助成事業要領第2条第3号に定める施工業者にリフォームを依頼する者

### ◆対象住宅

次の要件に全て当てはまる住宅。

- 自己又は自己と生計を一にする親族が天草市内に所有している住宅であること。
- 自己の居住の用に供している専用住宅、店舗等併用住宅又は分譲マンションなどの居住専有部分であること（リフォーム完了後1年以内に自己の居住の用に供する予定の住宅を含む）。
- 賃貸借契約がない住宅であること。

### ◆助成額

対象経費（税抜）の2割に相当する額（上限20万円）

1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

### ◆対象工事

3. 対象工事一覧表（別表） P6参照

### ◆注意事項

- 書類の訂正は修正液や修正テープを使用せず、訂正箇所には二重線を引いて訂正印を押印してください
- 摩擦等で消えるペン、または鉛筆を使用しないでください。
- 申請書は原本を提出してください。
- 交付決定前に工事が始まっている場合（着工している場合）は助成対象外となります。

## 2. 天草市住宅リフォーム助成事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、天草市補助金等交付規則（平成18年天草市規則第48号。以下「規則」という。）に基づき、地域経済の活性化に寄与することを目的とし、自己の居住する住宅をリフォームする者に対して、要した経費の一部を天草市地域活性化通貨事業実施要領に定める天草市地域活性化通貨（以下「地域通貨」という。）にて交付することに関し、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象住宅 自己又は自己と生計を一にする親族が市内に所有し、かつ、自己の居住の用に供している専用住宅、店舗等併用住宅又は分譲マンションなどの居住専有部分をいう（リフォーム完了後1年以内に自己の居住の用に供する予定の住宅を含む。）。ただし、賃貸借契約が存する住宅は対象外とする。
- (2) リフォーム 対象住宅の機能や性能を維持及び向上させるために行う修繕、補修、増改築などの工事（店舗等併用住宅においては、外壁や屋根などの全体補修を含む。）をいう。
- (3) 施工業者 天草市内に本社、支店、営業所等を有する法人又は個人事業者であって、施工体制が市内において整っているものをいう。

(対象者)

第3条 この事業による助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、対象住宅に居住する（リフォーム完了後1年以内に居住予定の者を含む。）リフォームの依頼主であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市に住所を有する者又は住所を有することが確実と認められる者。
- (2) 世帯全員に市税等の滞納がないこと。
- (3) 当該リフォームについて、他制度による補助金等を受けていないこと。
- (4) 過去にこの事業による助成を受けていない者。
- (5) 対象住宅を賃貸の目的で利用しないこと。
- (6) 前条第3号に定める施工業者にリフォームを依頼する者。

(対象工事の要件)

第4条 助成対象となるリフォーム（以下「対象工事」という。）の要件は、次の各号のいずれにも該当する工事であって、当該工事に要する経費（消費税及び地方消費税を除く。）が10万円以上のものとする。

- (1) 対象者が施工業者に依頼して行う別表に定める工事であること。（対象者が施工業者の場合も可。）
- (2) 第7条の規定による助成の決定の通知より2か月以内に着工し、かつ、第12条に定める期限内に完了報告できる工事であること。

ただし、やむを得ない理由で着工日を延期する場合はその限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、この事業による助成は、同一住宅につき1回限りとする。

ただし、事業助成を受けた者と親族関係にない者が当該住宅を所有することとなった場合はこの限りではない。

(助成金の額等)

第5条 助成金の額は、予算の範囲内で前条の経費の2割に相当する額（その額が20万円を超えるときは20万円とする。）とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じたときはこ

れを切り捨てるものとする。

2 前項に規定する助成金は原則、地域通貨で交付する。ただし、やむを得ない理由がある場合は、天草宝島商品券（以下「商品券」という。）で交付する。

3 交付する地域通貨または商品券の使用期限は6か月以内とする。

（申請）

第6条 この事業による助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、天草市住宅リフォーム助成事業申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象工事費用の見積書（要明細）の写し
- (2) 対象工事に関する図面（位置図、間取り図）
- (3) 住宅の外観写真及び対象工事を行う箇所の写真
- (4) 住所及び市税等の納付状況並びに固定資産課税台帳記載事項の確認行為に関する同意書
- (5) 天草市住宅リフォーム助成事業申請に係る申請者・施工業者の確認・宣誓書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（助成の決定）

第7条 市長は、前条の申請があった場合は、内容を審査し、助成することを決定したときは天草市住宅リフォーム助成事業交付決定通知書（以下「交付決定通知書」という。）（様式第2号）により、助成しないことを決定したときは天草市住宅リフォーム助成事業不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（計画の変更等）

第8条 前条の規定による助成の決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、助成決定額が上限（20万円）未満の場合で、工事の内容を増額変更しようとする場合は、速やかに天草市住宅リフォーム助成事業変更申請書（様式第4の1号）に、変更後に係る第6条第1号から第3号までに掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更申請書を受理した場合は、内容を審査し、適当と認めるときは、天草市住宅リフォーム助成事業変更交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

3 助成決定者が第7条の交付決定日以降に死亡した場合は、対象住宅に居住する（リフォーム完了後1年以内に居住予定の者を含む。）相続人が相続人の代表者指定(変更)申出書(様式第4の2号)を市長に提出することにより、相続人代表者を助成決定者とする。

（工事の着手）

第9条 申請者は、第7条の規定による助成の決定の通知又は前条の規定による変更決定の通知を受けた後でなければ、対象工事に着手してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急等の事由により、助成の決定前に事業を実施することを希望する場合にあっては、天草市住宅リフォーム助成事業交付決定前着手届出書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（実地調査及び指導等）

第10条 市長は、必要があると認めるときは対象工事が適正になされているか、助成決定者又は施工業者に状況報告を求め、実地調査を行うことができる。

2 市長は、前項の調査等の結果により、当該工事が適正に行われていないと認めるときは、当該工事について助成決定者に指導を行うものとする。

（助成事業の取下げ）

第11条 助成決定者は、第7条の規定による助成の決定があった対象工事を取下げようとする場合は、速やかに天草市住宅リフォーム助成事業取下届（様式第7号）（以下「取下届」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の取下届を受理した場合は、内容を審査し、適当と認めるときは交付決定の取消しについて通知するものとする。

(完了報告及び助成金の請求)

第12条 助成決定者は、対象工事が完了したときは、天草市住宅リフォーム助成事業完了報告書兼請求書(様式第8号)(以下「報告書兼請求書」という。)に、次に掲げる書類を添付して、当該工事の完了の日から起算して30日以内又は助成金の交付決定があった日の属する年度の3月15日(その日が休日に当たるときは、その前日における休日でない日)のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

2 助成決定者のうち助成金を地域通貨で請求する者は、スマートフォンアプリの登録またはマイナンバーカードのユーザー登録を助成金交付日前日までに、次に掲げる項目を市長に提出しなければならない。なお、代理人により請求を行う場合は、次に掲げる項目を市長に提出することで、委任状に代えることができる。

(1) スマートフォンアプリ 氏名及び登録携帯電話番号

(2) マイナンバーカード 氏名及び住所

3 助成決定者のうちやむを得ない理由で助成金を地域通貨にて請求することができない者は、商品券で請求することができる。

4 前項の場合、助成決定者は次条の規定による住宅リフォーム助成事業交付確定通知書(以下「交付確定通知書」という。)を受理した日から30日以内(その日が休日に当たるときは、その前日における休日でない日)に、交付確定通知書を提示し、天草市住宅リフォーム助成事業助成金請求書(以下「請求書」という。)(様式第10号)と身分が確認出来るものの写しを市長に提出しなければならない。ただし、代理人により請求を行う場合は、委任状と代理人の身分が確認出来るものの写しを併せて提出しなければならない。

(助成額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による報告書兼請求書を受理した場合において、当該報告書兼請求書等を審査し、適正と認めるときは、助成決定者のうち助成金を地域通貨で請求する者に天草市住宅リフォーム助成事業交付確定通知書(様式第9の1号)、助成決定者のうち助成金を商品券で請求する者に交付確定通知書(様式第9の2号)により通知するものとする。

(助成金の交付)

第14条 市長は、第12条に規定する報告書兼請求書及び前条の請求書を受理したときは、内容を確認し、助成金を交付しなければならない。

(取消し)

第15条 市長は、第7条の規定による助成の決定又は第13条の規定による助成の確定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定又は当該確定を取り消すものとする。

(1) 第10条第2項に規定する指導に従わなかったとき。

(2) 助成金の交付決定通知書又は交付確定通知書に付した条件又はこの要領に違反したとき。

(3) 虚偽その他不正の手段により、助成金の交付を受けたとき。

(4) その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

(助成金の返還)

第16条 市長が、前条の規定により、交付決定通知及び交付確定通知を取り消したときは、助成決定者は、既に交付を受けた使用していない地域通貨及び商品券並びに使用した地域通貨及び商品券の代金に相当する額について、指定された期限内に返還しなければならない。

(業務の委託)

第17条 市長は、事業の全部もしくは一部を委託することができる。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

### 3. 対象工事一覧表（別表）

別表

対象工事

工事区分		工事等内容
外部工事	外装	屋根のふき替え、防水、塗装、その他の屋根工事 外壁の張替、塗装、その他の外装工事
	樋	雨樋の取替、その他の樋工事
	構造物	対象住宅に付随する構造物の工事
	建具	サッシ及びガラスや網戸の取付け・取替、その他の建具工事
内部工事	内装	床材、壁材及び天井材の張替、その他の内装工事又はタイル工事 床材、壁材及び天井材の塗装、その他の塗装工事又は左官工事
	畳	畳の入替、表替え、その他の畳工事
	建具	ドアの取替、襖・障子の取替、その他の建具工事
	その他	手すり設置、段差解消工事
住宅設備 工事	浴室	ユニットバス化、浴槽の取替、その他の浴室工事
	給湯器	給湯設備（電気温水器、太陽熱温水器等）の設置
	キッチン	システムキッチンの取替・設置 ガスコンロ及びIHヒーターの設置（ビルトイン型のみ対象） 換気扇からレンジフードへの取替、その他の厨房工事 （その他の部分的な取替や同等機器の取替のみの場合は対象外）
		トイレ
	洗面台	洗面台の新設 （取替の場合は、設備費以外で10万円以上の大工工事等の施工費があれば対象）
	配管	給水管、排水管及びガス管の取替、その他の配管工事 （トイレ、台所、風呂等の改修に伴うものは対象であり、配管のみの場合は対象外）
	電気	配線、スイッチ、コンセントの設置、埋込型の照明器具の設置、冷暖房設備（埋込型）、床下換気扇、カメラ付きインターフォン、防犯カメラ、屋外ライト（住宅の壁に設置）、その他の電気設備工事
その他 工事等	解体	構造工事、外部工事、内部工事、建設設備工事等対象工事に関連して行う解体工事 （リフォームに伴う部分の解体）
	構造	基礎、土台、柱、壁、その他構造部分の耐震等補強工事
	運搬費	リフォームに使用する機材等の運搬費

	増築	居住空間とみなされる部分の増築工事
	その他	天井・壁に設置する物干金具、カーテンレール、ブラインド (関係個所の工事をする場合に対象)


対象外工事

工事区分		工事内容
住宅外	外構	外構工事(舗装、排水、門、塀、造園植栽工事等建物本体以外の外部廻りの工事)
	物置	車庫、物置、倉庫の工事(居住空間としてみなされないもの)
他補助金	浄化槽	浄化槽に関する工事(他補助を受けない場合は対象)
	太陽光	太陽光発電パネル・蓄電池
	その他	手すり設置、段差解消、扉取替、便器取替工事(他補助を受けない場合は対象)
機器等	簡易な物	設置工事が不要な電気製品等 埋込型ではない照明器具(電気工事を伴わないもの) 冷暖房機器(壁掛け型及び電気工事を伴わないもの) 机、椅子、タンス、ソファ、食器棚等 電話、インターネット、テレビアンテナ、火災報知器等の設置 カーテン類、タオル掛け、ペーパーホルダー (簡易的(取替、取外し、設置)なものやリフォームに直接関連がないもの)
その他	その他	新築工事 他の補助金の交付を受ける工事 対象工事と関係のない建物等の解体工事 広告塔や広告看板等に関する工事 排水管清掃、ハウスクリーニング等 施工業者用の仮設トイレ 宿泊費用
	シロアリ	シロアリ駆除等の薬剤散布や塗布のみの場合(増改築箇所の予防対策は対象)
	処分	対象工事に伴う廃材の運搬・処分費
	手数料	各種申請の手数料



## 4. 申請の流れ

### 天草市住宅リフォーム助成事業の申請から助成金受取までの流れ

項目	市民（申請者）	市（産業政策課）	注意・必要書類
申請	①交付申請書提出	②交付申請書受付 ③書類審査 ④交付決定通知発送	<p>申請者もしくは、施工業者が提出してください。 リフォーム工事に着工する前に提出をお願いします。 過去に助成を受けた住宅、市税の滞納がある方は申請できません。 天草市外の業者の施工は助成対象になりません。 <b>（必要書類）※R7年度より一部様式変更あり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①申請書</li> <li>②見積書の写し（明細が分かるもの）</li> <li>③位置図</li> <li>④家屋全体の間取図（施工部分を記載したもの）</li> <li>⑤同意書（確認調査）</li> <li>⑥店舗等併用住宅の外壁工事は立面図も添付</li> <li>⑦写真（外観全景・リフォーム予定箇所）</li> <li>⑧確認・宣誓書</li> <li>⑨計画同意書誓約書委任状（申請者が当該住宅の所有者でない場合）</li> </ul> <p>決定通知発送までは申請（書類完備）日より2週間程度を要します。 ※⑧は一部施工業者からの記入または書類が必要です。</p>
施工	⑥工事着工 ⑦変更申請書提出	⑧変更申請書受付 ⑨書類審査 ⑩変更決定通知発送	<p>交付決定通知日から2ヵ月以内に着工してください。 決定通知前に着工した場合は助成対象にはなりません。</p> <p>交付決定額が上限（20万円）未済で、工事費が増額する場合は変更申請を行ってください。</p> <p><b>（必要書類）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①変更申請書</li> <li>②変更後の見積書</li> <li>③変更後の間取図等</li> <li>④変更箇所の着工前の写真</li> </ul> <p>※③は一部施工業者からの記入または書類が必要です。</p>
完了	⑫工事完了業者へ代金支払 ⑬完了報告兼請求書提出	⑭完了報告兼請求書受付 ⑮書類審査 ⑯確定通知発送	<p>工事完了後30日以内が、当該年度の3月15日（その日が休日に当たるときは、その前日における休日でない日）のいずれか早い日までに提出をお願いします。</p> <p><b>（必要書類）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①完了報告兼請求書</li> <li>②請求書の写し</li> <li>③領収書の写し</li> <li>④写真（交付申請時に撮った箇所の施工中と施工後の写真）</li> </ul> <p>※④は一部施工業者からの記入、書類または協力が必要です。</p> <p>月末までに完了報告書を提出された分は、審査後、翌月上旬頃に確定通知書を発送します。 <b>※但し、4月～5月分は6月上旬に一括送付</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>令和7年度の⑬完了報告兼請求書提出 期限は3月13日（金）となります。</p> </div>
受取	⑰登録店舗にて使用	 <p>↑「天草のさりー」アプリダウンロード ↑アプリ利用者登録方法 ↑マイナンバーユーザー登録方法</p>	<p>※R7年度より原則地域通貨「天草のさりー」で交付します。</p> <p><b>受取方法</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域通貨「天草のさりー」（スマートフォンアプリまたはマイナンバーカード） 「天草のさりー」に確定分が入金されます。受け取りに行く必要はありません。 アプリの利用者登録またはマイナンバーカードのユーザー登録までお済ませください。</li> <li>2. 宝島商品券（紙） ※電子商品券での受け取りが困難である場合に限り、宝島商品券（紙）にて交付します。 確定通知書に記載された指定期間中に、お近くの商工会議所または商工会支所にてお受け取り下さい。</li> </ol> <p><b>（必要書類）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①確定通知書</li> <li>②身分証明書の写し</li> <li>③請求書</li> <li>④（委任の場合）委任状・代理人の身分証明書の写し</li> </ul>

#### 注意事項（必ずお読みください）

- 決定前の事前着工は対象外となります。
- 申請書審査時点で市税に滞納がある方は対象外となりますのでご注意ください。
- 施工業者は、天草市内の業者に限ります。
- 決定までは書類完備日より2週間程度かかりますので、工期に余裕を持って申請してください。
- 助成決定後に変更が生じた場合は、変更申請書を提出していただきます。（流れの⑦～⑩）
- 次の場合は、固定資産税額が変動することがあります
  - ・増築（面積の増加）については、増加部分が新規課税の対象となることがあります。
  - ・減築（面積の減少）については、減少分に際し税額が少なくなる可能性があります。
- 決定通知後、何らかの理由により工事を取り止める場合は、取下届を提出してください。

## 5. 交付申請（申請をする）

リフォーム助成を受けようとする場合は次の書類をご提出ください。

○申請の際には「天草市住宅リフォーム助成事業実施要領」をご確認ください。

○決定通知発送までは書類完備日より2週間程度を要することがありますのでご了承ください。

### ◆交付申請時の必須書類

チェック	書類名称	記入例
<input type="checkbox"/>	天草市住宅リフォーム助成事業申請書 <様式第1号（第6条関係）>	P18
<input type="checkbox"/>	住所及び市税等の納付状況並びに固定資産課税台帳記載事項の確認行為に関する同意書 <別添様式1> 同一世帯の18歳以上（高校生は除く）の世帯員は全てご記入ください。	P19
<input type="checkbox"/>	天草市住宅リフォーム助成事業申請に係る申請者・施工業者の確認・宣誓書 <別添様式2> 複数の施工業者が個別で見積等を行う場合は、全ての施工業者の記入と押印が必要です。	P20
<input type="checkbox"/>	見積書 見積日（申請日以前の日付）及び施工業者の名称の記載があるもの。	参考 P15
<input type="checkbox"/>	位置図 対象住宅（家屋）の場所がわかるもの。 施工箇所が明記された写真と突合できるもの。	-
<input type="checkbox"/>	間取図 対象住宅（家屋）全体の間取図、施工箇所のみの間取図は不可。 施工箇所を明記（赤枠等で囲む等）し、写真と突合ができるもの。	参考 P16
<input type="checkbox"/>	写真 ・外観写真（玄関を含めた家屋全体の形がわかるもの） ・施工箇所の写真（施工する箇所がすべて写っているもの）	参考 P17

### ◆現住所が天草市外で、施工後1年以内に住所変更をされる場合に必要な書類

チェック	書類名称
<input type="checkbox"/>	現住所地の住民票謄本（続柄入り） 現在の住所地で取得

◆課税台帳上で対象住宅（家屋）の名義人が異なる場合に必要な書類

次ページの「◆家屋の名義人が申請者と異なる事例」をご確認ください。

チェック	書類名称	記入例
□	<p><b>登記簿謄本または売買契約書の写し</b> 申請年の1月1日以降に登記の変更を行った場合</p>	-
□	<p><b>天草市住宅リフォーム助成事業リフォーム計画同意書・誓約書・委任状</b> 対象住宅（家屋）の名義が、住民票上別世帯の3親等以内の親族になっている場合に必要。3親等外の場合は助成対象外となります。 次の㊷㊸のどちらに該当するか確認のうえご記入ください。 課税課へ「相続人代表者指定届」を、同一世帯の方で提出されている場合は不要です。</p> <p>㊷別世帯の親族が、名義人または相続人代表者である場合 申請者欄・登記名義人（又は相続人代表者・登記名義人の配偶者）欄を記入のうえ印鑑を押印。</p> <p>㊸名義人が死亡しており、相続人代表者を指定していない場合 申請者欄・相続人欄に相続人全員を記入のうえ印鑑を押印。</p>	P21
□	<p><b>関係がわかる戸籍</b> 天草市では市民課、市外に本籍がある場合は本籍地で交付を受けてください。</p> <p>㊷別世帯の親族が、名義人または相続人代表者である場合 申請者と<u>登記名義人（代表相続人）</u>の関係がわかる戸籍。</p> <p>㊸名義人が死亡しており、代表相続人を指定していない場合 申請者と<u>相続人全員</u>の関係がわかる戸籍。</p>	-

◆家屋の名義人と申請者の関係例

例1 名義人と申請者が同一世帯にいる → 同一世帯なので添付不要



例2 名義人と申請者が別世帯



【天草市住宅リフォーム助成事業申請者】欄を申請者が記入  
 【登記名義人(又は相続人代表者・登記名義人の配偶者)】欄を名義人が記入

例3 名義人が死亡しており相続人代表者と申請者が別世帯



【天草市住宅リフォーム助成事業申請者】欄を申請者が記入  
 【登記名義人(又は相続人代表者・登記名義人の配偶者)】欄を相続人が記入

例4 名義人が死亡、配偶者がいるが、相続人が別にいる



【天草市住宅リフォーム助成事業申請者】欄を申請者が記入  
 【登記名義人(又は相続人代表者・登記名義人の配偶者)】欄を相続人が記入

例5 名義人が死亡、相続人代表が指定されておらず複数の相続人がいる



①相続人代表指定届(課税課)を提出してもらい代表相続人を決める  
 →申請者と同一世帯の相続人①が相続人代表になった場合は、委任状は不要  
 →申請者と別世帯の相続人②③が相続人代表になった場合は委任状が必要

②相続人代表を指定しない

【天草市住宅リフォーム助成事業申請者】欄を申請者が記入  
 【登記名義人(又は相続人代表者・登記名義人の配偶者)】欄には名義人を記入  
 【相続人】欄には全ての相続人が記入



## 6. 取下届（助成決定後に申請を取り下げる）

助成決定後に申請を取下げようとする場合は、次の書類をご提出ください。

決定前の取下げの場合は、申請書は不要です。

チェック	書類名称	記入例
<input type="checkbox"/>	天草市住宅リフォーム助成事業取下届 <様式第7号（第11条関係）>	P22

## 7. 変更申請（助成決定後に、工事の内容や金額を変更する）

交付決定額が上限（20万円）未満の場合で、工事内容等の変更に伴い金額を増額しようとする場合は次の書類をご提出ください。

チェック	書類名称	記入例
<input type="checkbox"/>	天草市住宅リフォーム助成事業変更申請書 <様式第4の1号>	P23
<input type="checkbox"/>	変更後の見積書（任意様式） 当初見積及び変更分を併せて記載したもの。	参考 P15
<input type="checkbox"/>	変更後の間取図（任意様式） 施工箇所が追加になる場合に添付が必要です。 追加工事箇所がわかるように記載してください。	参考 P16
<input type="checkbox"/>	変更後の写真 追加工事箇所の着工前の写真。施工箇所が追加になる場合に添付が必要です。	参考 P17

## 8. 相続人代表者指定（変更）申出書（申請者が死亡した場合、相続人代表者指定をする）

申請者が交付決定日以降に死亡し、対象住宅に居住する相続人を申請者とする場合はご提出ください。

チェック	書類名称	記入例
<input type="checkbox"/>	相続人代表者指定（変更）申出書 <様式第4の2号>	P24
<input type="checkbox"/>	被相続人と相続人代表者の続き柄が分かる書類（戸籍）	

## 9. 完了報告書兼請求書（工事完了後に報告をする）

対象工事が完了した場合は、当該工事の完了の日から起算して30日以内又は助成金の交付決定があった日の属する年度の3月15日（その日が休日に当たるときは、その前日における休日でない日）のいずれか早い日までに次の書類をご提出ください。

チェック	書類名称	記入例
<input type="checkbox"/>	天草市住宅リフォーム助成事業完了報告書兼請求書 <様式第8号>	P25
<input type="checkbox"/>	請求書の写し（任意様式） 請求日（完了報告日以前の日付）、施工業者の名称及び押印があるもの。	参考 P15
<input type="checkbox"/>	領収書の写し（任意様式） 領収日（完了報告日以前の日付）、施工業者の名称及び押印があるもの。	参考 P15
<input type="checkbox"/>	写真 施工箇所の施工中及び施工後の写真。 交付申請時に添付した写真と突合できるもの。	参考 P17

## 9. 申請時の添付書類について

### ①見積書・請求書・領収書

#### ◆見積書

交付申請時に、次の項目を確認のうえ写しを添付してください。

宛 名：申請者宛てになっているか。

(複数の業者が施工し、1社が取りまとめる場合は取りまとめの業者名)

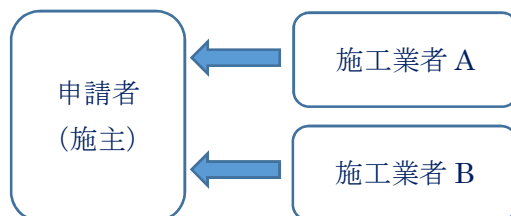
見積日：申請日以前の日付が記載されているか。

業者名：天草市内の施工業者であるか。

内 訳：工事の内訳が明記されているか。

金 額：税込額及び税抜額が明記されているか。合計金額が内訳の合計と一致しているか。

#### 【複数の施工業者がそれぞれ見積りを行う場合】



施工業者 A、B それぞれが申請者宛てに見積書を発行。

#### 【1つの施工業者がまとめて見積りを行う場合】



施工業者 A は申請者宛てに見積書を発行。

施工業者 B は施工業者 A 宛てに見積書を発行。

#### ◆請求書

完了報告時に、次の項目を確認のうえ写しを添付してください。

宛 名：申請者宛てになっているか。

(複数の業者が施工し、1社が取りまとめる場合は取りまとめの業者名)

請求日：交付決定日以降かつ、完了報告書提出日より以前の日付が記載されているか。

業者名：見積書と同じ天草市内の施工業者のものであるか。

内 訳：工事の内訳が明記されているか。

見積書より変更がない場合は「見積書のとおり」等の省略記載でも可。

金 額：税込額及び税抜額が明記されているか。合計金額が内訳の合計と一致しているか。

◆領収書

宛 名：申請者宛てになっているか。

(複数の業者が施工し、1社が取りまとめる場合は取りまとめの業者名)

領収日：請求日以降(または同日)かつ、完了報告書提出日より以前の日付が記載されているか。

業者名：見積書と同じ天草市内の施工業者のものであるか。

金 額：請求書の税込額と同額になっているか。

◆見積書・請求書・領収書の例

※一式とした場合は、各項目の明細を添付すること

見積書(例)

請求書(例)

**見 積 書**

No. 1  
令和〇年 4月 1日

天草 太郎 様  
下記のとおり御見積申し上げます。

有限会社 ありあけ建設  
代表取締役 有明 太郎  
熊本県天草市有明町赤崎3383番地  
Tel. 0969-53-\*\*\*\*  
Fax 0969-53-\*\*\*\*  
担当者名：有明小太郎

**御見積金額(税込)**  
2,700,000円

名称	数量	単位	単価	金額	備考
<b>A キッチン工事</b>					
キッチン本体 (ノカ-A-B12)	1	台	260,000	260,000	
レンジ (ビルトインタイプ)	1	台	100,000	100,000	
キッチン撤去、設置	4	人工	16,000	64,000	
<b>B 浴室工事</b>					
ユニットバス本体 (ノカ-B-345)	1	台	1,480,000	1,480,000	
既設浴槽等撤去解体	2	人工	16,000	32,000	
ユニットバス設置	2	人工	16,000	32,000	
給水配管工事	16	m	2,000	32,000	
排水配管工事	20	m	3,000	60,000	
窓撤去	0.5	人工	16,000	8,000	
出窓 引違い (ノカ-C-6789)	1	箇所	79,000	79,000	
出窓設置	1	人工	16,000	16,000	
照明器具設置、電気配線	3	箇所	17,000	51,000	
<b>C キッチン天井・壁・床工事</b>					
天井ボード貼り	14.4	m <sup>2</sup>	2,900	41,760	
壁クロス貼り	50	m <sup>2</sup>	1,600	80,000	
フローリング	14.4	m <sup>2</sup>	3,000	43,200	
<b>D その他</b>					
産廃運搬処分	1.2	t	18,000	21,600	
諸経費	1	式	53,985	53,985	
小計				2,454,545	
消費税				245,455	
合計				2,700,000	

**請 求 書**

No. 1  
令和〇年 6月 1日

天草 太郎 様  
下記のとおり御請求申し上げます。

有限会社 ありあけ建設  
代表取締役 有明 太郎  
熊本県天草市有明町赤崎3383番地  
Tel. 0969-53-\*\*\*\*  
Fax 0969-53-\*\*\*\*  
担当者名：有明小太郎

**御請求金額(税込)**  
2,700,000円

名称	数量	単位	単価	金額	備考
<b>A キッチン工事</b>					
キッチン本体 (ノカ-A-B12)	1	台	260,000	260,000	
レンジ (ビルトインタイプ)	1	台	100,000	100,000	
キッチン撤去、設置	4	人工	16,000	64,000	
<b>B 浴室工事</b>					
ユニットバス本体 (ノカ-B-345)	1	台	1,480,000	1,480,000	
既設浴槽等撤去解体	2	人工	16,000	32,000	
ユニットバス設置	2	人工	16,000	32,000	
給水配管工事	16	m	2,000	32,000	
排水配管工事	20	m	3,000	60,000	
窓撤去	0.5	人工	16,000	8,000	
出窓 引違い (ノカ-C-6789)	1	箇所	79,000	79,000	
出窓設置	1	人工	16,000	16,000	
照明器具設置、電気配線	3	箇所	17,000	51,000	
<b>C キッチン天井・壁・床工事</b>					
天井ボード貼り	14.4	m <sup>2</sup>	2,900	41,760	
壁クロス貼り	50	m <sup>2</sup>	1,600	80,000	
フローリング	14.4	m <sup>2</sup>	3,000	43,200	
<b>D その他</b>					
産廃運搬処分	1.2	t	18,000	21,600	
諸経費	1	式	53,985	53,985	
小計				2,454,545	
消費税				245,455	
合計				2,700,000	

領収書(例)

**領 収 書**

天草 太郎 様 No. 1

金額 ￥ 2 7 0 0 0 0 0 -

但し、キッチン、浴室改修工事代金として

令和〇年 6月 2日  
上記正に領収いたしました

有限会社 ありあけ建設  
代表取締役 有明 太郎  
熊本県天草市有明町赤崎3383番地  
Tel. 0969-53-\*\*\*\*  
Fax 0969-53-\*\*\*\*

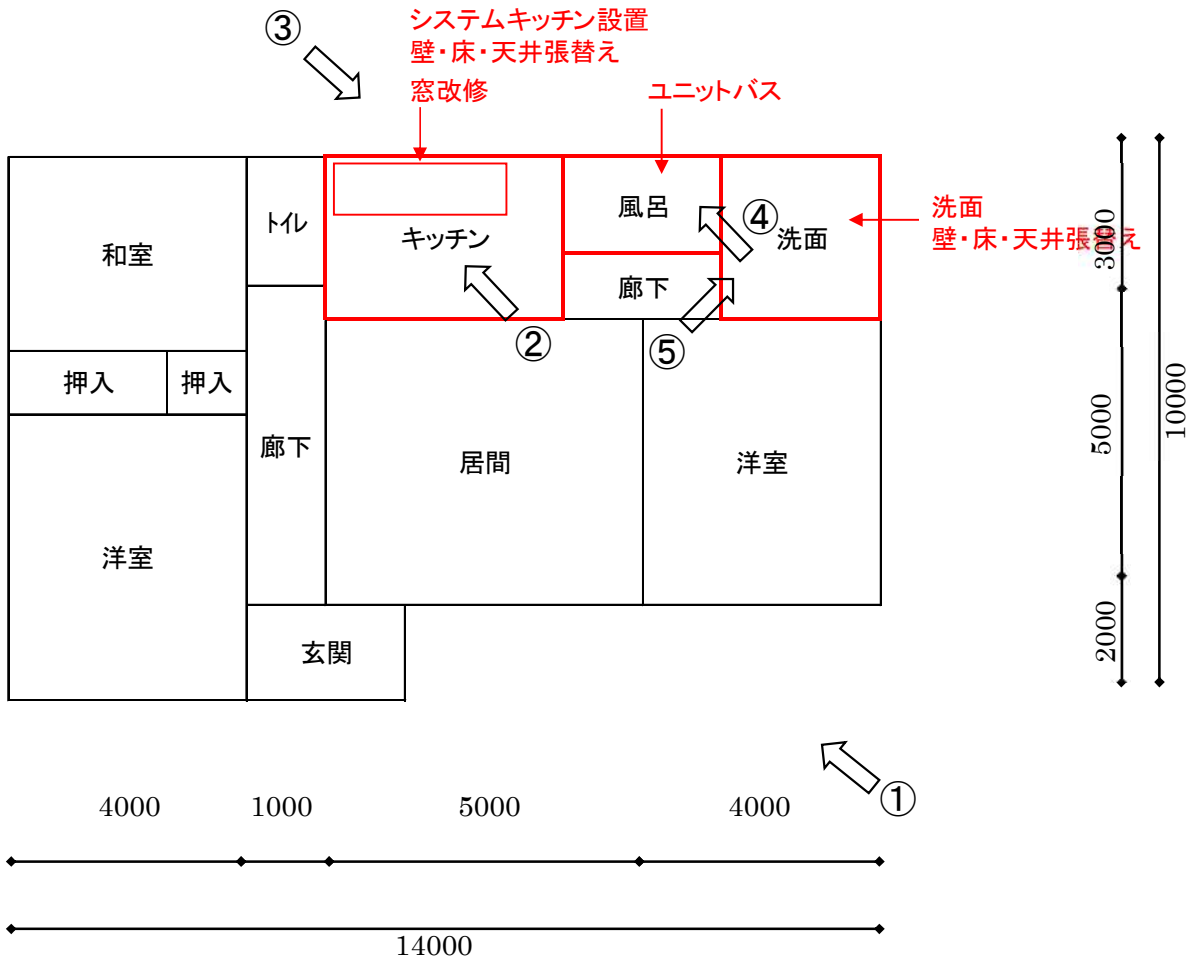
## ②間取図

交付申請時及び変更申請時に、次の項目を確認のうえ添付してください。

対象家屋全体の間取図、施工箇所のみの間取図は不可。

施工箇所を明記（赤枠等で囲む等）し、写真と突合ができるもの。

（図中の番号は写真番号）





### ③写真

#### ◆交付申請時に添付する写真

- ・外観写真（玄関を含めた家屋全体の形がわかるもの）
- ・施工箇所の写真（施工する箇所がすべて写っているもの）

#### ◆変更申請時に添付する写真

- ・追加で施工する箇所の写真（金額の増減のみの場合は不要）

#### ◆完了報告時に添付する写真

- ・施工箇所の施工中の写真
- ・施工箇所の施工後の写真

外観全景・着工前写真		撮影日 令和 年 月 日
天草 太郎	邸改修工事	
写真貼付位置	① 外観全景	
天草市住宅リフォーム助成事業 工事写真帳		
天草 太郎	邸改修工事	
写真貼付位置	② キッチン (システムキッチン設置) (壁・床・天井張替え)	
天草 太郎	邸改修工事	
写真貼付位置	③ キッチン (外壁・窓改修)	

交付申請時：外観全景・着工前写真

変更申請時：変更申請分着工前写真

完了報告時：①施工中写真 ②竣工写真

# 10. 申請書記入例

## ①天草市住宅リフォーム助成事業申請書

様式第1号（第6条関係）

提出日 年 月 日

天草市長 様

郵便番号  
住 所  
ふりがな  
申請者 氏 名  
電話番号  
(昼間に連絡がとれる番号)

申請時点の  
住民票上の  
住所を記入。

対象住宅の  
地番を記入  
後日転居等で  
住所と異なる  
場合も有

### 天草市住宅リフォーム助成事業申請書

天草市住宅リフォーム助成事業実施要領第6条の規定により、本票の申請者誓約事項に同意し、関係書類を添えて申請します。

工事の名称	
対象住宅の所在地	天草市
工事の予定期間	年 月 日～ 年 月 日
施工業者	〒 電話番号 住所 名称 代表者 担当者氏名： 日中の連絡先：
工事見積額	税込 円（税抜 円）
※事務処理欄	（申請歴 なし 交付対象工事額 円 交付決定額 千円）
添付書類 申請者は書類が揃っているかを確認し☑をしてください。	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅リフォーム費用の見積書（要明細）の写し <input checked="" type="checkbox"/> 対象工事に関する図面（住宅の位置図、間取り図） ※店舗等併用住宅の場合は面積が分かる関係図面 <input checked="" type="checkbox"/> 住宅の外観写真及び対象工事を行う箇所の写真 <input checked="" type="checkbox"/> 住所及び市税等の納付状況並びに固定資産課税台帳記載事項の確認行為に関する同意書（別添様式1） <input checked="" type="checkbox"/> 天草市住宅リフォーム助成事業申請に係る申請者・施工業者の確認・宣誓書（別添様式2） <input type="checkbox"/> 同意書（申請者が所有者でない場合など）
申請者確認事項 内容を確認し☑をしてください。	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者及び対象住宅は過去に2回本事業の助成を受けていない。 <input checked="" type="checkbox"/> 世帯員に市税の滞納がない。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該リフォームについて、他制度による補助金等を受けない。
<b>◆申請者誓約事項◆</b> 1 申請時に天草市内に住所を有していない場合、若しくは、現在居住していない対象住宅をリフォームする場合は、工事完了の日から1年以内に対象住宅に住所を変更します。また、1年以内に住所を変更しなかった場合は、交付決定通知及び交付確定通知の取消しに応じるとともに、その取消しに係る地域通貨及び商品券並びに使用した地域通貨及び商品券の代金に相当する額を、天草市に返還します。 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。 3 その他、天草市住宅リフォーム助成事業実施要領の規定を理解し、申請します。	

工事の  
予定期間

日中連絡の  
とれる  
電話番号を  
記入

## ②確認行為に関する同意書

(別添様式1)

住所及び市税等の納付状況並びに固定資産課税台帳記載事項の確認行為に関する同意書

令和〇年 4月 1日

天草市長 様

住所 天草市東浜町8-1

ふりがな あまくさ たろう

申請者 氏名 天草 太郎

生年月日 昭和〇年〇月〇日

電話番号 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇

【同一世帯員】 ※18歳以上の方（高校生を除く）は全員ご記入ください。

氏名	ふりがな	生年月日
天草 梅子 ⑩	あまくさ うめこ	昭和〇年〇月〇日
天草 一郎 ⑩	あまくさ いちろう	平成〇年〇月〇日
天草 次郎 ⑩	あまくさ じろう	平成〇年〇月〇日
天草 さくら ⑩	あまくさ さくら	平成〇年〇月〇日
⑩		
⑩		

※自署の場合は押印不要。本人から依頼を受け代筆する場合は、依頼者本人の印を押印すること。

私たちは、天草市住宅リフォーム助成事業を申請するにあたり、下記の項目を調査されることに同意します。

記

1. 申請者の住所情報の確認調査
2. 市税等の滞納確認調査
3. 固定資産課税台帳記載事項の確認調査

天草市住宅リフォーム助成事業を申請される方で、以上の項目に同意できない場合は、以下の書類を提出してください。

1. 申請者の住民票（世帯全員の情報がわかるもの）
2. 世帯全員分の市税等の滞納のない証明
3. 固定資産税評価額証明書

### ③申請者・施工業者の確認・宣誓書

(別添様式2)

天草市住宅リフォーム助成事業申請に係る申請者・施工業者の確認・宣誓書

令和〇年 4月 1日

天草市長 様

住所 天草市東浜町 8-1

申請者（リフォーム施主）の申請時  
点での住民票上の住所等を記入

申請者 氏名 天草 太郎

電話番号 0969-23-1111

施工業者を記入  
※複数の施工業者が各々で見積を行  
う場合は各々で書類が必要

住所 天草市有明町赤崎 3383 番地

事業所名 (有)ありあけ建設

施工業者 代表者氏名 有明 太郎

電話番号 0969-53-1111

天草市住宅リフォーム助成事業を申請するにあたり、下記の内容を申請者及び施工業者共に確認し、宣誓します。

#### 記

1. 施工業者は、天草市内に本社、支店、営業所等を有する法人又は個人事業者であって、施工体制が市内において整っている業者です。
2. 施工業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団と関係がない組織です。また、警察署等への照会にも同意しております。
3. 施工業者の虚偽の報告により、申請者の助成金交付の決定又は助成金交付の確定が取り消され、申請者が不利益を被った場合、申請者と施工業者の責任において問題を解決いたします。
4. 今回申請する天草市住宅リフォーム助成事業に係る個人情報について、天草市市民生活部課税課も情報を共有することに同意します。

#### ④リフォーム計画同意書・誓約書・委任状

対象住宅（家屋）の名義人または相続人が、申請者と別世帯の場合は記入。

記入の要件についてはP.10 参照。

天草市住宅リフォーム助成事業リフォーム計画同意書・誓約書・委任状

令和〇年 4月 1日

天草市長 様

【天草市住宅リフォーム助成事業申請者】

住所 天草市東浜町 8-1

氏名 天草 太郎

私は、天草市住宅リフォーム助成事業を申請するにあたり、リフォームを行う住宅の名義変更が行われておりませんが、申請者と登記名義人又は相続人代表者、若しくは相続人は、当該リフォームについて同意します。

また、当該リフォームについて紛争が生じないように努め、紛争が生じた場合は責任を持って解決することを誓約します。

-----  
【登記名義人（又は相続人代表者・登記名義人の配偶者）】

住所 天草市天草町 111

氏名 天草 昭一 印

天草市住宅リフォーム助成事業申請者との続柄：父

登記名義人又は相続人代表者、若しくは相続人は、所有・相続した固定資産税に係る固定資産税課税台帳記載事項の確認調査について、申請者に委任します。

【相続人】

住所 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

氏名 \_\_\_\_\_ 印

住所 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

氏名 \_\_\_\_\_ 印

※自署の場合は押印不要。本人から依頼を受け代筆する場合は、依頼者本人の印を押印すること。

※登記名義人と事業申請者が別世帯で親族関係にある場合は、これを証明する書類（戸籍等）を添付してください。

※名義人が死亡しており相続人代表者指定届出がない場合は、相続人全員の同意が必要です。相続人全員の住所、氏名を記入のうえ、押印してください。相続人欄が不足する場合は、別紙にご記入ください。

## ⑤天草市住宅リフォーム助成事業取下届

交付決定後に取下げを行う場合は提出が必要。

様式第7号（第11条関係）

令和〇年 〇月 〇日

天草市長 様

住所 天草市東浜町 8-1

申請者（リフォーム施主）の申請時  
点での住民票上の住所等を記入

申請者 氏名 天草 太郎

電話 0969-23-1111

決定通知の日付及び  
番号を記入

天草市住宅リフォーム助成事業取下届

令和〇年 〇月 〇日付け天産第〇〇-2号で助成金の交付決定の通知を受けた天草市住宅リフォーム助成事業について、下記のとおり取り下げたいので届け出ます。

記

1 工事の名称 キッチン・浴室改修工事

2 取り下げの理由 工事を中止した為

取下の理由を記入

## ⑥天草市住宅リフォーム助成事業変更申請書

様式第4の1号（第8条関係）

令和〇年 4月 20日

天草市長 様

住所 天草市東浜町 8-1

申請時点の住民票上の住所を記入のうえ押印。

申請者 氏名 天草太郎

電話 0969-23-1111

決定通知の日付及び  
番号を記入

天草市住宅リフォーム助成事業変更申請書

令和〇年 〇月 〇日付け天産第〇〇 -2号で交付決定の通知を受けた天草市住宅リフォーム助成事業について、工事内容を下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

工事の名称	キッチン・浴室改修工事	
対象住宅の所在地	天草市	
変更の内容	キッチン床・壁の追加工事	
変更の理由	システムキッチン設置のため床及び壁の改修を追加	
変更後全体工事見積額	税込 2,970,000 円	税抜 2,700,000 円
当初見積額	税込 2,700,000 円	税抜 2,454,545 円
添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅リフォーム費用の見積書、明細書（変更後） <input checked="" type="checkbox"/> 対象工事の変更箇所を明示した図面 <input checked="" type="checkbox"/> 工事を変更して行う箇所の写真	

変更内容及び理由  
を記入

決定通知以降の日付

変更前の金額を記入

変更後の金額を記入  
(変更前の金額と合算)

## ⑦相続人代表者指定（変更）申出書

様式第4の2号（第8条関係）

令和●年 ●月 ●日

天草市長 様

住所 天草市東浜町 8-1

代表者 氏名 天草次郎

電話 0969-23-1111

決定通知の日付及び  
番号を記入

相続人代表者指定（変更）申出書

令和○年○月○日付け天産第○○ -2号で交付決定の通知を受けた天草市住宅リフォーム助成事業について、助成決定者の相続人代表者指定（変更）をいたしましたので、同意及び宣誓のうえ届け出ます。

相続人の全員は、被相続人が申請した天草市住宅リフォーム助成事業に係る助成金について、相続人代表者が助成決定者となることに同意します。

記

代表者を記入

### 【相続人代表者指定（変更）】

被相続人	死亡時の住所	天草市東浜町 8-1			
	氏名	天草太郎	死亡年月日	令和●年●月●日	
相続人	住所	氏名	被相続人との続柄	生年月日	
	代表者	天草市東浜町 8-1	天草次郎	子	昭和●年●月●日
	その他	●県●市・・・	天草花子	子	昭和●年●月●日
					年 月 日
				年 月 日	

### 【同意及び宣誓等事項】

添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 被相続人と相続人代表者の続柄が分かる書類
同意事項	<input checked="" type="checkbox"/> 相続人代表者は天草市住宅リフォーム助成事業を申請するにあたり、下記の項目を調査されることに同意します。 1. 申請者の住所情報の確認調査 2. 市税等の滞納確認調査
宣誓書事項	<input checked="" type="checkbox"/> 相続人代表者が対象住宅に現在居住していない場合、工事完了の日から1年以内に対象住宅に住所を変更します。また、1年以内に住所を変更しなかった場合は、交付決定通知及び交付確定通知の取消しに応じるとともに、その取消しに係る助成金を、天草市に返還します。



⑧天草市住宅リフォーム助成事業完了報告書兼請求書

様式第8号（第12条関係）

工事完了日から  
一か月以内

提出日 令和〇年 6月10日

天草市長 様

住 所 天草市東浜町 8-1

申請者 氏 名 天草 太郎

電話番号 0969-23-1111

天草市住宅リフォーム助成事業完了報告書兼請求書

年 月 日付け、天産第 号で交付決定の通知を受けた天草市住宅リフォーム助成事業について、当該リフォームが完了しましたので関係書類を添えて報告します。また、助成金について助成金の請求欄に記載したとおり、交付くださるよう請求します。

工事の名称	キッチン・浴室改修工事		
住宅の所在地	天草市東浜町 123 番地		← 対象住宅の地番
工事金額 (請求書の金額)	税込 2,700,000 円	(税抜 2,454,545 円)	
※事務処理欄	(交付対象工事額 円 交付確定額 千円)		
工事開始日	令和〇年 〇月 〇日	←	決定通知書以降の日付
工事完了日	令和〇年 〇月 〇日		
施工業者	郵便番号 861-7201 電話番号 0969-53-1111 住 所 天草市有明町赤崎 3383 名 称 (有)ありあけ建設 代 表 者 有明 太郎		
添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 対象工事の請求書（要明細）の写し <input checked="" type="checkbox"/> 対象工事の領収書の写し <input checked="" type="checkbox"/> リフォーム箇所ごとの工事施工中の写真 <input checked="" type="checkbox"/> リフォーム箇所ごとの工事完了後の写真		
★誓約事項 の確認	リフォーム助成事業申請時に天草市内に住所を有していなかった者もしくは、市内に住所を有している者であっても、居住の用に供していない住宅をリフォームした者は、対象工事完了後1年以内にその住宅に居住するとともに、住民票に記載の住所をその住宅の所在地に変更すること。		
助成金の請求	※裏面の地域通貨「天草のさりー」交付額内訳にて、交付を受けとる方法と受け取る方及びその金額について指定してください。		

※この報告書兼請求書は、工事完了の日から起算して30日以内又は助成金の交付決定があった日の属する年度の3月15日（その日が休日に当たるときは、その前日における休日でない日）のいずれか早い日までに提出してください。

スマートフォンカメラで  
読み取り

(裏面)

### 地域通貨「天草のさりー」交付額内訳



交付総額	金	200,000	円
------	---	---------	---

交付を受ける方法のいずれかに✓を記入してください。

#### 「天草のさりー」を利用できるスマートフォンをお持ちの方

合計金額を一致  
させる

##### 「天草のさりー」スマホアプリ版に交付

No.	フリガナ 氏名	携帯電話番号	交付額 (千円単位)
1	アマクサ タロウ 天草 太郎	●●●-○○○○-△△△△	110,000円
2	アマクサ ウメコ 天草 梅子	○○○-●●●●-▲▲▲▲	90,000円
3		- -	,000円

利用者  
登録を  
済ませ  
ておく

- ※ 交付確定までに、スマホアプリに氏名(カナ)と電話番号の登録をしておいてください
- ※ 交付確定の日に交付処理をし、その旨をメールでお知らせします。

#### 「天草のさりー」を利用できるスマートフォンをお持ちでない方

##### 「天草のさりー」マイナンバーカード版

No.	フリガナ 氏名	住 所	交付額 (千円単位)
1			,000円
2			,000円
3			,000円

ユーザ-  
登録を  
済ませ  
ておく

- ※ 交付確定までに、現金チャージ機でユーザー登録をしておいてください。

##### 天草宝島商品券

- ※ 天草宝島商品券交付確認書もご記入ください。
- ※ 「天草のさりー」との併用はできません。
- ※ 商工団体に受け取りに行ってください必要があります。
- 天草市内の商工団体へ必要な情報を提供されることに同意します。

※申請者と申請者が委任する者、または申請者が委任する者1名以上に分けて交付可能です。ただし、交付を受ける方法は全員同じである必要があります。

※交付希望者の指定がない場合は申請者を記入ください。

※交付額内訳の合計が交付総額を超えないよう指定してください。

天草宝島商品券  
交付確認書を  
併せて提出

◎天草宝島商品券交付確認書

天草宝島商品券の方のみ

天草宝島商品券交付確認書

該当項目に✓を付ける

次の確認事項の当てはまる項目に✓を記入してください。

1. 年代

- 10代    20代    30代    40代    50代  
60代    70代    80代    90歳以上

2. 性別

- 男性    女性    無回答

3. 天草宝島商品券交付確認事項 ※複数回答可

- スマートフォンを所有していない。
- スマートフォンやアプリは操作が難しい。
- デジタルに不慣れ。
- マイナンバーカードを利用できるお店が近所に少ない。
- マイナンバーカードを所有していない。  
(所有されていない理由に✓を記入してください)
- 申請方法が分からない。  
 手続きが煩雑である。  
 カード受領のため市役所に行くことが難しい。  
 その他 ( )
- その他 ( )